

日本企業振興協同組合から組合員の皆様へ、お役立ち情報や研修のご案内などをお知らせいたします。

TOPICS

令和6年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について

～出入国在留管理庁 報道発表資料より抜粋～

1. 外国人入国者数

令和6年における外国人入国者数(新規入国者数と再入国者数の合計。注1ないし注3)は、3,677万9,964人で、前年に比べ1,094万9,154人(42.4%)増加、新規入国者数は、3,401万5,766人で、前年に比べ1,026万4,073人(43.2%)増加し、いずれも過去最高となりました(第1図、第1表)。

国籍・地域別の新規入国者数は、(1)韓国(862万9,184人、対前年26.7%増)が最も多く、次いで、(2)台湾(569万4,938人、同39.8%増)、(3)中国(548万5,052人、174.6%増)の順となっています(第2表、第3表、第5表)。

在留資格別の新規入国者数は、(1)「短期滞在」(3,335万8,681人、対前年44.2%増)が最も多く、全体の98.1%を占め、次いで、(2)「留学」(16万7,087人、同19.7%増)、(3)「技能実習」(注4)(14万7,922

人、同19.2%減)の順となっています(第4表、第5表)。

.....
(注1)「新規入国者数」とは、我が国への入国時に在留資格を受けて上陸を許可された者の数です。

(注2)「再入国者数」とは、我が国に、中長期にわたり在留している外国人(特別永住者を含む。)で、一時的に我が国を出国し、再び入国した者の数です。

(注3)「訪日外国人旅行者数」(観光庁が公表)は、外国人入国者数から在留資格「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」による入国者数並びに特別永住者の入国者数を除き、その他の上陸許可のうち、船舶観光上陸許可、寄港地上陸許可及び通過上陸許可を受けた者の数を加えたものです。

(注4)「技能実習」は、技能実習1号イ、1号ロ、2号イ、2号ロ、3号イ及び3号ロの合算です。



図・表等詳細はこちら↑

.....
〈出入国在留管理庁サイトより〉

https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00051.html

MEMO

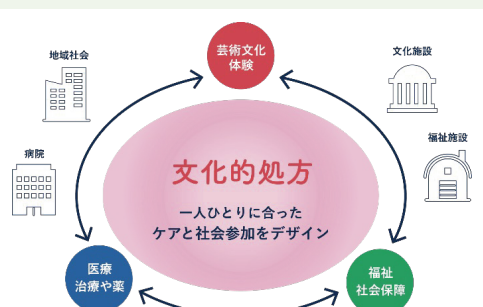
ビジネスひと口メモ

文化的処方

健康や幸福により影響を与えるアートや文化活動、そしてそれらを活かした社会的な取り組みのこと。例えば、アートや文化活動を体験することでストレスが軽減したり、食欲が増して健康を保つ助けになったりすることが、近年の研究で明らかになっています。

こうした取り組みは、ビジネスパーソンはもちろんのこと超高齢社会で課題となっている認知症などの慢性疾患や孤独と

いった、医療や福祉の重要な課題に役立つとされ、多くの地域で実践が進められています。



INFO

① 事務局より

技能実習法に基づく行政処分について

厚生労働省サイトに行政処分情報が掲載されております。当組合は、法令を遵守し、適切に対応をしておりますが、より一層の注意と配慮を持って、誠実に進めてまいります。今後ますます厳格化されて行くことが予測されます。適正な運用が行えますよう、引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

.....
法務省と厚生労働省は、令和7年3月25日付けで、エコネット協同組合ほか3団体に対し、監理団体の許可の取消しを行いました。また、出入国在留管理庁と厚生労働省は、同日付けで、株式会社アスカほか30者に対し、技能実習計画の認定取消しを行いました。

詳細は、下記のとおりです。

(https://www.mhlw.go.jp/content/11808000/20250325_besshi1-35.pdf)

